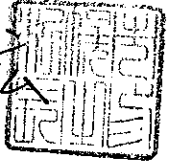


札幌市契約規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年2月29日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第2号

札幌市契約規則の一部を改正する規則

札幌市契約規則（平成4年規則第9号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第19条中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改める。
- (2) 第19条の2第1項中「第21条の14第1項第3号」を「第21条の13第1項第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。